

入札説明書等配付一覧表

調達をする役務の名称
〔複合機の賃貸借 一式〕

(令和8年7月21日公告)

番号	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・仕様書等交付申請書 ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書 ・納入計画書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状	
2	賃貸借に関する契約書(書式)	1部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

以下の書類については、仕様書等交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部警務課装備係で交付する。

番号	名 称	部数等
1	仕様書	1部
2	応札物品仕様書(提出用)	1部

(留意事項)

- 1 入札書は、1葉をコピーして使用してください。(再度入札の場合がある。)
- 2 契約は令和8年11月～令和13年10月の60箇月の複合機の賃貸借契約となるので、賃貸借期間60箇月の総額(消費税及び地方消費税相当額抜きの金額)を記載してください。

山形県警察本部警務部警務課

入 札 説 明 書

複合機の賃貸借の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8577 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部警務部警務課装備係 電話番号 023(626)0110

メールアドレス ypkeimu#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に置き換えて送信してください

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 仕様書の交付

本件入札の仕様書の交付については、入札公告の「入札参加者の資格」を有する者は、仕様書等交付申請書（別紙様式第1号）を山形県警察本部警務部警務課装備係へ提出し交付を受けること。交付された仕様書は、入札日までに山形県警察本部警務部警務課装備係へ返却すること。

なお、仕様書は厳重に管理し、複写等は厳禁とする。

4 入札参加資格及び応札物品仕様書の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）並びに本件役務に係る応札物品仕様書、その他必要な書類（以下「応札物品仕様書等」という。）を、公告で指定された場所へ提出し、入札参加資格並びに応札物品仕様書等の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加者の資格に関する書類
一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号）
 - イ 応札する物品等の仕様に関する書類
 - (ア) 競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書（別紙様式第3号）
 - (イ) 応札物品仕様書（別冊）

本件調達物品等の仕様に適合するものとして応札する物品の規格等について別紙様式により作成すること。

 - a 調達をする物品等の仕様書の内容を網羅していること。
 - b 調達をする物品等のカタログ等を添付すること。
 - c 仕様書記載の性能及び機能を満たす箇所をマーキングすること。
 - (ウ) 納入計画書（別紙様式第4号）

機器の調達、設定及び納期を明示したもの
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出する場合は、PDF形式で送付すること。
- (4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 応札物品仕様書等の審査については、当該仕様書等が入札公告で示した仕様書に基づき作成され、かつ、その内容が公告で示した各項目ごとの性能等の条件を満たしているかどうかを判断するものとし、必要に応じ内容の補正等を指示する場合があります。
- (6) 申請書等及び応札物品仕様書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果及び応札物品仕様書等の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格及び応札物品仕様書等の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年8月12日（水）までに通知する。
- (2) 本件入札への参加は、前項の通知により、入札参加資格を有し、かつ、応札物品仕様書等の審査においてその内容が本件調達物品の仕様に適合すると認められたものについてののみ行うことができるものとする。

6 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年8月5日（水）午前11時までに契約担当部局に、競争入札に関する質問書（別紙様式第5号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局等に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、警務部警務課において閲覧に供する。

7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する調達をする役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第6号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和8年8月28日（金）午後4時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到着しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第7号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書等又は応札物品仕様書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

13 その他

- (1) 申請書等又は応札物品仕様書等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (7) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (8) 落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額等に対応した積算内訳書を提出すること。
- (9) 契約締結にあたっては、5により通知を受けた応札物品仕様書の内容を変更することはできない。
- (10) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第 1 号（仕様書等交付申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

仕様書等交付申請書

下記役務の調達に係る仕様書等について交付して頂きたいと申請します。
なお、交付された仕様書は厳重に管理し、複写等を行わず、入札日までに返却することを誓約します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和 8 年 7 月 21 日
 - (2) 役務の名称 複合機の賃貸借
- 2 交付を申請するもの
 - (1) 仕様書
 - (2) 応札物品仕様書（提出用）

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

令和 年 月 日 標記役務の仕様書の交付を受けました。

氏名

様式第 2 号（競争入札参加資格者名簿登載者用）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記役務の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 (1) 入札公告日 令和 8 年 7 月 21 日
 (2) 役務の名称 複合機の賃貸借

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第 3 号（競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書

下記役務の調達に係る応札物品仕様書について、別添のとおり提出しますので審査されたく申請します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 - (1) 入札公告日 令和 8 年 7 月 21 日
 - (2) 役務の名称 複合機の賃貸借
- 2 提出書類
 - (1) 応札物品仕様書（別冊）
 - (2) 納入計画書（様式第 4 号）

様式第 4 号（納入計画書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

納入計画書

下記役務の調達に係る納入について、下記のとおり計画します。

記

1 調達をする役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和 8 年 7 月 21 日
(2) 役務の名称 複合機の賃貸借

2 納入計画

時期	工 程
年 月 上・中・下旬	機器調達
年 月 上・中・下旬	機器初期設定
年 月 上・中・下旬	納品

様式第 5 号（競争入札に関する質問書）

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

競争入札に関する質問書

下記役務の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

- 1 調達をする役務の入札公告日及び名称
 (1) 入札公告日 令和 8 年 7 月 21 日
 (2) 役務の名称 複合機の賃貸借

2 質問事項等

様式第 6 号（入札書）

入札書																					
令和 年 月 日																					
山形県知事 殿																					
※1 入札者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者名 (印)																					
※2 〔代理人氏名 (印) 〕																					
山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札 します。 記																					
入札金額	<table><tr><td>十億</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※契約期間の総価	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円												
入札保証金額	免除																				
調達をする特定役 務の名称	複合機の賃貸借 (規格は仕様書のとおり)																				
数 量	一式																				
納入場所	山形県警察本部ほか																				
契約期間	自 契約締結の日 至 令和13年10月31日																				
摘 要																					

※ 1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人
が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※ 2 代理人が入札する場合は、※ 1 の記載に加え、〔 〕 欄に記名・押印のうえ入札すること。

委 任 状

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

⑩

私は を代理人と定め、下記の権限を

（使用印鑑 ）

委任します。

記

1 複合機の賃貸借に係る
入札並びに見積に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

賃貸借に関する契約書

契約名称 複合機の賃貸借
契約期間 契約締結の日から令和13年10月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和8年10月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和8年11月1日から令和13年10月31日までとする。
賃貸借料 契約期間総額〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
（内訳） 令和8年度 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
令和9年度～令和12年度 各〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
令和13年度 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇, 〇〇〇円）
月額 ¥〇〇〇, 〇〇〇円

契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。
ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

頭書業務について、
借主 山形県知事 吉村美栄子を発注者とし、
貸主 〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 を受注者とし、
次の条項により賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、この契約に定める条項により、その所有に係る複合機（以下「物件」という。）を発注者の使用に供するものとし、発注者はその対価として賃貸借料を支払うものとする。
- 2 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（物件の内容、規格、数量）

第2条 物件の内容、規格及び数量は、別添1「仕様書」のとおりとする。

（使用場所）

第3条 物件の使用場所は、別添2「複合機使用場所一覧表」のとおりとする。なお、発注者は使用数量の範囲内で使用場所及び使用数量を変更することができるものとする。

（物件の納入）

第4条 物件の納入に関する事項は、別添3「納入に関する仕様書」のとおりとする。

（納入期限の延長）

- 第5条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納入期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、賃貸借料（既納部分がある場合は賃貸借料から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が「納入に関する仕様書」第8に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。
- 2 受注者は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

（納入後の物件の無償使用）

第6条 受注者は、物件の納入日から令和8年10月31日までの稼動検査、総合試験等の納入検査期間中において、発注者に対して物件を無償で使用させるものとする。

（権利及び義務の譲渡禁止）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本契約に関する当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（物件の管理）

第9条 発注者は、物件のために良好な環境を保持し、善良な管理者の注意をもって物件を管理及び使用し、これに発生する通常費は発注者が負担するものとする。

2 発注者は、第三者に対しこの契約に基づく賃借権又は物件を譲渡すること、若しくは、物件を貸与あるいはこれに権利を設定すること等の一切の処分行為を行ってはならない。

（受注者の表示権）

第10条 受注者は、物件に受注者の所有物である旨の表示をすることができることとし、その表示方法及び場所については発注者、受注者協議して決定する。

2 発注者は、受注者の承認を得ないで前項に定めた表示を取り外してはならない。

（禁止行為）

第11条 発注者は、受注者の承認を得た場合のほか、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 物件を第三者に転貸すること。
- (2) 物件をその本来の目的外に使用すること。

（物件の移転）

第12条 発注者は、物件を第3条に規定する使用場所から移転する必要があるときは、事前に受注者に通知しなければならない。

（危険負担）

第13条 発注者は、その責に帰すべき事由又は事故により物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、受注者が被った損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は発注者、受注者協議して決定する。

2 滅失又は毀損の原因が、天災地変等によるときは発注者、受注者協議して決定する。

（物件の改造等）

第14条 発注者又は受注者が物件に改造又は他の付属機器等を取付ける必要が生じたときは、発注者、受注者協議して決定する。

2 前項の場合において賃貸借料に変更が生じるときは、発注者、受注者協議して決定する。

（使用場所等への立入）

第15条 受注者は、契約の履行のために、作業員を発注者の管理する場所に立ち入らせる場合は、あらかじめ発注者に対して従事する従業員の氏名等を通知し、発注者の承認を得なければならない。

（技術援助）

第16条 受注者は、物件の操作に必要な技術援助（故障の有無の確認、動作不具合に対する技術支援等。）を行うものとする。ただし、発注者の申し出により特別な技術援助を提供した場合は、それに要する費用は発注者が負担するものとする。

（契約内容の変更等）

第17条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約の全部又は一部を一時中断することができる。この場合において、契約期間又は賃貸借料を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

（契約の解除）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物件の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (3) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (4) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第4号まで又は第6号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額（長期継続契約の場合は、契約期間における総額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第19条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準

用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額(長期継続契約の場合は、契約期間における総額)の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(予算減額等に係る契約解除)

第19条の2 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(賃貸借料の支払)

第20条 受注者は、当該使用月の翌月に、発注者に対し月額賃貸借料の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に月額の賃貸借料を受注者に支払うものとする。

3 この契約の期間中に、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が物件を使用できなかったとき、又はこの契約が月の中途において解除されたときの賃貸借料は次式により算出した額とする。

$$\text{賃貸借料} = \text{月額賃貸借料} \times \frac{\text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} \quad (1 \text{円未満切捨})$$

(遅延利息)

第21条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(物件の返還)

第22条 発注者は、契約期間が終了したとき、又は第18条第1項第2号から第6号まで、同条第2項、第19条、第19条の2のいずれかの規定により契約を解除したときは、すみやかに物件を受注者に返還することとし、返還に要する経費は受注者が負担するものとする。

ただし、発注者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときの物件の返還に要する経費は、発注者が負担するものとする。

2 前項の規定により、受注者が物件を回収する場合は、発注者、受注者協議の上、定めた期間内に物件に保存された情報を消去するものとする。

(機密の保持等)

第23条 発注者又は受注者は、この契約の履行上直接若しくは間接に知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 発注者は、物件の返還に際しては、物件に残存するデータを確実に消去したうえで、受注者に返還するものとする。
- 3 受注者は、この契約に関わる受注者の従業員及びその他の者に、発注者の秘密を保持することの重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止対策を徹底させなければならない。

（警察情報セキュリティの保護）

第24条 受注者は、この契約による事務を行うため警察情報を取り扱う場合は、別記「山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項」を遵守しなければならない。

（事故発生のお知らせ）

第25条 受注者は、物件の納入に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（裁判管轄合意）

第26条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子
受注者

複合機使用場所一覧表

別添2(R8.11.1)

番号	管理番号	本部・署別	設置場所	所在地	加入電話用 (警察部外用)	警察電話用 (警察部内用)
1	R8-001	山形県警察本部	広報相談課	山形市松波二丁目8-1	○	
2	R8-002	山形県警察本部	会計課	山形市松波二丁目8-1	○	
3	R8-003	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
4	R8-004	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
5	R8-005	山形県警察本部	警務課 総合当直室	山形市松波二丁目8-1		○
6	R8-006	山形県警察本部	警務課 総合当直室	山形市松波二丁目8-1	○	
7	R8-007	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
8	R8-008	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
9	R8-009	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
10	R8-010	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
11	R8-011	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
12	R8-012	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
13	R8-013	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
14	R8-014	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1	○	
15	R8-015	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
16	R8-016	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
17	R8-017	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
18	R8-018	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
19	R8-019	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
20	R8-020	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
21	R8-021	山形県警察本部	警務課	山形市松波二丁目8-1		○
22	R8-022	山形県警察本部	厚生課	山形市松波二丁目8-1	○	
23	R8-023	山形県警察本部	情報管理課 照会センター	山形市松波二丁目8-1		○
24	R8-024	山形県警察本部	生活安全企画課	山形市松波二丁目8-1	○	
25	R8-025	山形県警察本部	地域課	山形市松波二丁目8-1	○	
26	R8-026	山形県警察本部	通信指令課	山形市松波二丁目8-1	○	
27	R8-027	山形県警察本部	通信指令課	山形市松波二丁目8-1		○
28	R8-028	山形県警察本部	人身安全少年課	山形市松波二丁目8-1	○	
29	R8-029	山形県警察本部	サイバー犯罪対策課	山形市松波二丁目8-1	○	
30	R8-030	山形県警察本部	刑事企画課	山形市松波二丁目8-1	○	
31	R8-031	山形県警察本部	刑事企画課	山形市松波二丁目8-1		○
32	R8-032	山形県警察本部	捜査第一課	山形市松波二丁目8-1	○	
33	R8-033	山形県警察本部	捜査第一課	山形市松波二丁目8-1		○
34	R8-034	山形県警察本部	捜査第一課 庄内分室	庄内町余目字滑石8-1		○
35	R8-035	山形県警察本部	捜査第二課	山形市松波二丁目8-1	○	
36	R8-036	山形県警察本部	捜査第二課	山形市松波二丁目8-1		○
37	R8-037	山形県警察本部	捜査第二課 山形分室	山形市松山一丁目1-23	○	
38	R8-038	山形県警察本部	捜査第二課 山形分室	山形市松山一丁目1-23		○
39	R8-039	山形県警察本部	捜査第二課 庄内分室	庄内町余目字滑石8-1		○
40	R8-040	山形県警察本部	科学捜査研究所	山形市松波二丁目8-1		○
41	R8-041	山形県警察本部	総合戦略特別捜査隊	山形市松波二丁目8-1	○	

複合機使用場所一覧表

別添2(R8.11.1)

番号	管理番号	本部・署別	設置場所	所在地	加入電話用 (警察部外用)	警察電話用 (警察部内用)
42	R8-042	山形県警察本部	総合戦略特別捜査隊	山形市松波二丁目8-1		○
43	R8-043	山形県警察本部	交通企画課	山形市松波二丁目8-1	○	
44	R8-044	山形県警察本部	交通指導課	山形市松波二丁目8-1		○
45	R8-045	山形県警察本部	交通指導課	山形市松波二丁目8-1	○	
46	R8-046	山形県警察本部	交通規制課	山形市松波二丁目8-1	○	
47	R8-047	山形県警察本部	交通規制課 管制センター	山形市松波二丁目8-1		○
48	R8-048	山形県警察本部	運転免許課 総括係	天童市大字高楯1300		○
49	R8-049	山形県警察本部	運転免許課 行政処分・講習係	天童市大字高楯1300	○	
50	R8-050	山形県警察本部	運転免許課 行政処分・講習係	天童市大字高楯1300		○
51	R8-051	山形県警察本部	運転免許課 教習所係	天童市大字高楯1300	○	
52	R8-052	山形県警察本部	交通機動隊	天童市石鳥居一丁目3-30	○	
53	R8-053	山形県警察本部	交通機動隊	天童市石鳥居一丁目3-30		○
54	R8-054	山形県警察本部	交通機動隊 庄内分駐隊	庄内町余目字滑石8-1		○
55	R8-055	山形県警察本部	高速道路交通警察隊	山形市千石91	○	
56	R8-056	山形県警察本部	高速道路交通警察隊 新庄分駐隊	新庄市大字松本822	○	
57	R8-057	山形県警察本部	高速道路交通警察隊 鶴岡分駐隊	鶴岡市大字小淀川字谷地田90	○	
58	R8-058	山形県警察本部	高速道路交通警察隊 米沢分駐隊	米沢市窪田町小瀬字大明神576-5	○	
59	R8-059	山形県警察本部	警備第一課	山形市松波二丁目8-1	○	
60	R8-060	山形県警察本部	警備第一課	山形市松波二丁目8-1		○
61	R8-061	山形県警察本部	警備第二課	山形市松波二丁目8-1	○	
62	R8-062	山形県警察本部	警備第二課	山形市松波二丁目8-1		○
63	R8-063	山形県警察本部	警備第二課 航空隊	東根市大字若木字七窪5670	○	
64	R8-064	山形県警察本部	警備第二課 航空隊	東根市大字若木字七窪5670		○
65	R8-065	山形県警察本部	機動隊	天童市石鳥居一丁目3-30	○	
66	R8-066	山形県警察本部	警察学校	天童市大字荒谷820	○	
67	R8-067	山形県警察本部	警察学校	天童市大字荒谷820		○
小計					38	29
68	R8-068	山形警察署	警務課	山形市松山一丁目1-23	○	
69	R8-069	山形警察署	警務課	山形市松山一丁目1-23		○
70	R8-070	山形警察署	会計課	山形市松山一丁目1-23	○	
71	R8-071	山形警察署	地域課	山形市松山一丁目1-23		○
72	R8-072	山形警察署	刑事第一課	山形市松山一丁目1-23	○	
73	R8-073	山形警察署	刑事第一課	山形市松山一丁目1-23		○
74	R8-074	山形警察署	刑事第二課	山形市松山一丁目1-23		○
75	R8-075	山形警察署	交通第一課	山形市松山一丁目1-23		○
76	R8-076	山形警察署	交通第二課	山形市松山一丁目1-23		○
77	R8-077	山形警察署	警備課	山形市松山一丁目1-23	○	
78	R8-078	山形警察署	警備課	山形市松山一丁目1-23		○
79	R8-079	山形警察署	事案対策室	山形市松山一丁目1-23		○
80	R8-080	山形警察署	会議室	山形市松山一丁目1-23		○
小計					4	9

複合機使用場所一覧表

別添2(R8.11.1)

番号	管理番号	本部・署別	設置場所	所在地	加入電話用 (警察部外用)	警察電話用 (警察部内用)
81	R8-081	上山警察署	警務課	上山市矢来三丁目7-50	○	
82	R8-082	上山警察署	刑事課	上山市矢来三丁目7-50		○
83	R8-083	上山警察署	警備課	上山市矢来三丁目7-50		○
84	R8-084	上山警察署	事案対策室	上山市矢来三丁目7-50		○
小計					1	3
85	R8-085	天童警察署	警務課	天童市糖塚二丁目4-1	○	
86	R8-086	天童警察署	警務課	天童市糖塚二丁目4-1		○
87	R8-087	天童警察署	地域課	天童市糖塚二丁目4-1		○
88	R8-088	天童警察署	刑事課	天童市糖塚二丁目4-1		○
89	R8-089	天童警察署	警備課	天童市糖塚二丁目4-1		○
90	R8-090	天童警察署	事案対策室	天童市糖塚二丁目4-1		○
小計					1	5
91	R8-091	寒河江警察署	警務課	寒河江市大字西根上川原228-1		○
92	R8-092	寒河江警察署	地域課	寒河江市大字西根上川原228-1		○
93	R8-093	寒河江警察署	刑事課	寒河江市大字西根上川原228-1		○
94	R8-094	寒河江警察署	警備課	寒河江市大字西根上川原228-1		○
95	R8-095	寒河江警察署	交通課	寒河江市大字西根上川原228-1		○
96	R8-096	寒河江警察署	事案対策室	寒河江市大字西根上川原228-1		○
小計					0	6
97	R8-097	村山警察署	地域課	村山市中央一丁目2-5		○
98	R8-098	村山警察署	刑事課	村山市中央一丁目2-5		○
99	R8-099	村山警察署	警備課	村山市中央一丁目2-5		○
100	R8-100	村山警察署	交通課	村山市中央一丁目2-5		○
101	R8-101	村山警察署	事案対策室	村山市中央一丁目2-5		○
小計					0	5
102	R8-102	尾花沢警察署	警務係	尾花沢市横町二丁目4-1		○
103	R8-103	尾花沢警察署	地域係	尾花沢市横町二丁目4-1	○	
104	R8-104	尾花沢警察署	地域係	尾花沢市横町二丁目4-1		○
105	R8-105	尾花沢警察署	捜査係	尾花沢市横町二丁目4-1		○
106	R8-106	尾花沢警察署	警備課	尾花沢市横町二丁目4-1		○
107	R8-107	尾花沢警察署	事案対策室	尾花沢市横町二丁目4-1		○
108	R8-108	尾花沢警察署	交通係	尾花沢市横町二丁目4-1		○
小計					1	6
109	R8-109	新庄警察署	警務課	新庄市大字松本822	○	
110	R8-110	新庄警察署	警務課	新庄市大字松本822		○
111	R8-111	新庄警察署	地域課	新庄市大字松本822		○
112	R8-112	新庄警察署	刑事課	新庄市大字松本822		○
113	R8-113	新庄警察署	警備課	新庄市大字松本822		○
114	R8-114	新庄警察署	交通課	新庄市大字松本822		○
115	R8-115	新庄警察署	事案対策室	新庄市大字松本822		○
小計					1	6

複合機使用場所一覧表

別添2(R8.11.1)

番号	管理番号	本部・署別	設置場所	所在地	加入電話用 (警察部外用)	警察電話用 (警察部内用)
116	R8-116	庄内警察署	警務係	庄内町余目字滑石8-1	○	
117	R8-117	庄内警察署	警務係	庄内町余目字滑石8-1		○
118	R8-118	庄内警察署	警備課	庄内町余目字滑石8-1		○
小計					1	2
119	R8-119	酒田警察署	警務課	酒田市上安町一丁目1-1	○	
120	R8-120	酒田警察署	警務課	酒田市上安町一丁目1-1		○
121	R8-121	酒田警察署	会計課	酒田市上安町一丁目1-1		○
122	R8-122	酒田警察署	刑事第一課	酒田市上安町一丁目1-1	○	
123	R8-123	酒田警察署	刑事第一課	酒田市上安町一丁目1-1		○
124	R8-124	酒田警察署	刑事第二課	酒田市上安町一丁目1-1		○
125	R8-125	酒田警察署	地域課	酒田市上安町一丁目1-1		○
126	R8-126	酒田警察署	警備課	酒田市上安町一丁目1-1		○
127	R8-127	酒田警察署	交通課	酒田市上安町一丁目1-1		○
128	R8-128	酒田警察署	事案対策室	酒田市上安町一丁目1-1		○
小計					2	8
129	R8-129	鶴岡警察署	警務課	鶴岡市道形町20-40	○	
130	R8-130	鶴岡警察署	警務課	鶴岡市道形町20-40		○
131	R8-131	鶴岡警察署	刑事第一課	鶴岡市道形町20-40		○
132	R8-132	鶴岡警察署	刑事第二課	鶴岡市道形町20-40		○
133	R8-133	鶴岡警察署	警備課	鶴岡市道形町20-40		○
134	R8-134	鶴岡警察署	地域課	鶴岡市道形町20-40		○
135	R8-135	鶴岡警察署	交通課	鶴岡市道形町20-40		○
136	R8-136	鶴岡警察署	交通課	鶴岡市道形町20-40		○
137	R8-137	鶴岡警察署	会議室	鶴岡市道形町20-40		○
小計					1	8
138	R8-138	長井警察署	警務課	長井市小出3743-3	○	
139	R8-139	長井警察署	警務課	長井市小出3743-3		○
140	R8-140	長井警察署	会計課	長井市小出3743-3	○	
141	R8-141	長井警察署	地域課	長井市小出3743-3		○
142	R8-142	長井警察署	刑事課	長井市小出3743-3		○
143	R8-143	長井警察署	警備課	長井市小出3743-3		○
144	R8-144	長井警察署	交通課	長井市小出3743-3		○
小計					2	5
145	R8-145	小国警察署	警務係	小国町大字小国小坂町1-49	○	
146	R8-146	小国警察署	警備課	小国町大字小国小坂町1-49		○
小計					1	1
147	R8-147	南陽警察署	警務課	南陽市柗塚1618	○	
148	R8-148	南陽警察署	地域課	南陽市柗塚1618		○
149	R8-149	南陽警察署	刑事課	南陽市柗塚1618		○
150	R8-150	南陽警察署	警備課	南陽市柗塚1618		○
151	R8-151	南陽警察署	交通課	南陽市柗塚1618		○

複合機使用場所一覧表

別添2(R8.11.1)

番号	管理番号	本部・署別	設置場所	所在地	加入電話用 (警察部外用)	警察電話用 (警察部内用)
152	R8-152	南陽警察署	事案対策室	南陽市柊塚1618		○
小計					1	5
153	R8-153	米沢警察署	警務課	米沢市城北二丁目3-19		○
154	R8-154	米沢警察署	刑事第一課	米沢市城北二丁目3-19		○
155	R8-155	米沢警察署	刑事第二課	米沢市城北二丁目3-19		○
156	R8-156	米沢警察署	交通課	米沢市城北二丁目3-19		○
157	R8-157	米沢警察署	警備課	米沢市城北二丁目3-19		○
小計					0	5
合計					54	103

157

別添 3

納入に関する仕様書

（納入期限）

第1 機器等の納入期限は、令和8年10月23日とする。

（納入工程表）

第2 受注者は、この契約締結後7日以内に納入工程表（別記様式第1号）を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

（監督職員）

第3 発注者は、この契約において、監理又は指示をする監督職員をおくことができる。

2 発注者は、前項により監督職員をおいたときは、監督職員指定（変更）通知書（別記様式第2号）によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。また監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約書に定められた事項の範囲内において監督を行い、次に定める納入責任者に対して必要な指示を与える等の権限を有する。

（納入責任者）

第4 受注者は、この契約において、機器等の手配及び納入並びに管理に関し指示をつかさどる納入責任者を選任し、納入責任者選任（変更）届（別記様式第3号）によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また納入責任者を変更したときも同様とする。

（納入体制の承認）

第5 受注者は、機器等の納入及び設置作業等について、第三者に委託する場合は、納入業務に関する業務再委託承認申請書（別記様式第4号）により発注者の承認を受けなければならない。

（納入期限の延長）

第6 受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限までにすべての機器の納入を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対してその事由を附して納入期限の延長を求めることができる。ただし、延長期間については発注者、受注者協議して決定する。

（機器の手配等調査）

第7 発注者は、必要があると認めるときは、機器の手配又は納入について中間報告を求め、又は実地において調査することができる。

（納入検査）

第8 受注者は、すべての機器の納入を完了したときは、納入完了通知書（別記様式第5号）により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、稼動検査及び総合試験等の納入検査を実施し、納入完了通知書を受理した日から賃貸借期間の初日までに、検査結果を受注者に通知しなければならない。

この場合、すべての機器の納入検査の合格をもって納入完了とみなすものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な修理又は調整を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合において、必要な修理又は調整の完了を納入完了とみなして前項の規定を適用する。

（警務部警務課長の経由）

第9 本仕様書に規定する発注者への提出等は、警務部警務課長を経由すること。

様式第 1 号 (納入に関する仕様書第 2 関係)

契約者名

[illegible]

様式第 2 号 （納入に関する仕様書第 3 関係）

監 督 職 員 指 定 （ 変 更 ） 通 知 書	
年 月 日 様 山形県知事 吉村 美栄子  下記のとおり監督職員を指定（変更）しましたので通知します。 記	
件 名	複合機の賃貸借
監 督 職 員	職 氏名
摘 要	

様式第 3 号 (納入に関する仕様書第 4 関係)

納 入 責 任 者 選 任 （ 変 更 ） 届		
年 月 日		
山形県知事 殿		
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代 表 者 氏 名		
下記のとおり納入責任者を選任（変更）したのでお届けします。		
記		
件 名	複合機の賃貸借	
納 入 責 任 者	部 署	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
摘 要		

納入業務に関する業務再委託承認申請書	
年 月 日	
山形県知事 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したく承認願います。	
記	
契約件名	複合機の賃貸借
契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約金額	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥) ※長期継続契約にあつては、契約期間の総額を記載すること。
納入期限	年 月 日
納入体制図	別添のとおり
再委託の条件	(1) 受注者が、再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負うこと (2) 受注者が、再委託先に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させること
再委託する業務	別紙「業務再委託計画一覧表」のとおり
受注者 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名 様	
山形県知事	
上記について、承認 します。 しません。	

備考 1 本書は、正副 2 通提出すること。
2 発注者は、承認するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

別紙

業 務 再 委 託 計 画 一 覧 表

契約件名	複合機の賃貸借	受注者名	
------	---------	------	--

再委託の業務範囲	摘 要	再委託者の住所、名称及び代表者名	納入に関する責任者		業務期間	再委託の理由、必要性及び再委託先の選定理由
			職名	氏名		

備考 1 必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。

納入完了通知書

年 月 日

山形県知事 殿

受注者
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

下記のとおり賃借機器の納入が完了したので通知します。

記

件名	複合機の賃貸借
納入物件	複合機 一式 ※内訳明細は別紙のとおり
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
納入期限	年 月 日
設置等完了年月日	年 月 日
検査年月日	※ 年 月 日
検査職員	※ 職 氏名 印
検査結果	※
摘要	

備考 1 本書は、正副2通を提出すること。

2 ※印の付いている欄は、記入しないこと。

3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、受注者に交付する。

別記

山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項 (機器の調達に係る遵守事項)

- 1 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。
- 2 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
- 3 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適応されていること。
- 4 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程において、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。
機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 5 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。
- 6 受注者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。
- 7 受注者は、発注者が必要と認めるときは、上記に係る資料を作成して発注者に提出しなければならない。